

対イラク戦争でわかった

ブッシュ・ドクトリンと 有事法制の危険なリンケージ

湯浅一郎（ピースリンク広島・呉・岩国）

5月2日、ブッシュ大統領は、イラクでの一方的な戦闘行動を担って血にまみれた空母『リンカーン』の艦上で、「イラクの自由」を勝ち取ったと勝利宣言ならぬ「戦闘終結宣言」を行った。ブッシュ大統領は、「イラクの自由」が始まったと勝ち誇っているが、実際は、アメリカによる占領と新たな植民地政策が始まっただけである。同日、私たちは、抗議声明をブッシュと小泉に送った。

大義なき戦争

有るといふ確証のない「大量破壊兵器の武装解除」を求め、世界最大の大量破壊兵器保有国が、準大量破壊兵器（デージーカッター、バンカーバスター、クラスター爆弾、トマホーク、精密誘導爆弾など）による一方的撃を続けた「イラクの自由」作戦という名の一方的な先制攻撃は、侵略以外の何者でもなかったと評さざるを得ない。

3月20日からイラクで何が起きたのか、私たち

には正確には描ききれない。しかし、報道されているものを並べただけでも、心に刻まねばならないことが山積している。米英軍は、あらゆる種類の通常爆弾の在庫一掃をはかるかのように大量の準大量破壊兵器を使用し、イラク市民に襲いかかった。民間人2500人、イラク兵3—4000人、米英兵140人、ジャーナリスト15人など多くの人が死亡し、負傷者は正確な数もわからないほど多数にのぼっている。世界四大文明の一つであるチグリス・ユーフラテスの自然と歴史的遺産も破壊しつくされた。

大量に使用した準大量破壊兵器の残虐性は、調査される見込みはない。永遠に放射線を発し続ける劣化ウラン弾の除去作業も放置されそう

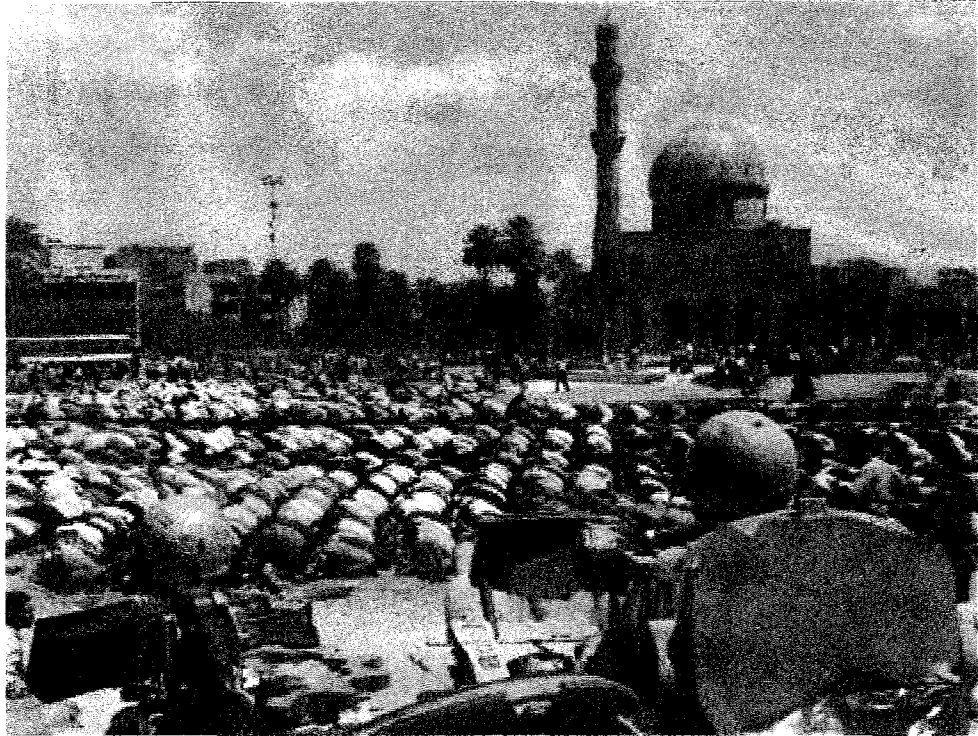
宜野湾市長に 伊波洋一さん

4月27日投票の市長選でキャッチピース運営委員の伊波さんがみごと当選を果たした。(15ページにご本人から寄稿)



編集発行 ● 脱軍備ネットワーク・キャッチピース

● 維持会員(月額)個人1口1000円 団体1口2000円 ● 参加会員(月額)個人1口500円 団体1口1000円
● 通信会員(年額)1口3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)



米英の軍事占領と「選別された」政治勢力による暫定政府作りが本拠を置くバグダッドのパレスチナホテル付近で。(70)

である。ブッシュ大統領の演説は、これら四大文明発祥地の一つを破壊し尽くし、戦争によって、言われなく命を奪った市民・すべての兵士・ジャーナリスト、更に遺族となった人々に対する痛みのひとかけらも感じさせないものであった。1ヶ月強のできごとを並べてみただけでも、「国民の解放」「イラクの自由」とはほど遠い現実が見えている。

しかも、戦闘に入る大義であった「大量破壊兵器」の欠片すら見つからない。仮に見つかったとしても、それで一方的な戦争行為を正当化できるものではないにしても、国連の場を通じて、世界中が大騒ぎし、そこでの合意が得られないまま、米英軍が強引に仕掛けた戦争の大義はどこに行ってしまったのか。仮に独裁政権による人権侵害があったとすれば、国際的な監視や圧力によって変えていけばいいことだ。それをもって、主権国家を転覆させていいなどと言う理屈はどこにもない。

真の「ならず者」は誰か

日本政府は、いち早くこの戦争を支持しただけでなく、在日米軍の戦闘への関与に全面的に協力している。横須賀基地から出動したミサイル巡洋艦カウペンズなどがトマホークを発射し、米空母「キティホーク」の空母艦載機は「クラスタ爆弾」を初め、無数の精密誘導爆弾を使用し、空爆を続けた。4月10日には、海上自衛隊のイージス護衛艦「こんごう」など3隻が、テロ対策特別措置法に基づく対アフガン戦争支援のため、佐世保基地からインド洋に向けて出航し、アラビア海周辺を含め米英など10カ国の艦艇に燃料などを提供した。これは、米英軍のイラク攻撃を側面から支援する戦争の一部と言ってもいいものである。

「テロリスト」、「ならず者国家」を事前に叩くという軍事戦略を実行に移してしまったアメ

リカこそが、世界で最も「ならず者国家」としての資格を持っている。今回の作戦は「衝撃と恐怖」作戦である。しかし、アメリカ市民とブッシュ政権こそ、9.11の「衝撃と恐怖」に縛られて、今を生きているのではないのか。核兵器の使用も含め、先制的に攻撃をする権利を持つという戦略こそ、自らの恐怖心の裏返し表現にすぎない。政治、経済、軍事、どの分野をとっても、世界最強のアメリカこそが、今最も弱い精神状態にある。無残としか言いようがない。

私の住むヒロシマは、アメリカによって、大量破壊兵器による無差別攻撃を受けた地である。半世紀を経た今も、被爆者を初め、多くの市民が得も言えぬ苦悩を背負って生きている。アメリカを恨むという境地を越えて、大量破壊兵器を廃絶した世界をめざして、核兵器の廃絶と恒久平和を訴えている。その志が報われる日がまだ遠いことを、イラクの1ヶ月は示している。今、この戦争に正義はないことを世界中の人々が共有することが、つとに求められる。ブッシュ政権の先制攻撃戦略がイラクに初めて適用され、「成功たかま」見える現在、この方法では、アメリカ自身が救われないことをブッシュ政権を初め、戦争を支持したアメリカの市民は自覚すべきである。

私たちが生を受けた、水をたたえた地球は暗黒の宇宙に浮かぶオアシスである。地球は、形成から40億年もの年月をかけて多様な生命体を生み出し、近年になり人類という思考能力を持った知的生命体を産み落とした。銀河系に1000億個の太陽があるといえども、同時代性を持って、このように生命が豊富な星は、ほとんどない。その奇跡的な存在である私たちが、なぜ生命を抹殺しあうのか。

<勝ったこと>は<戦争の正義>とは全く関係がない。イラク戦争は、国連憲章さえも無視

した<先制攻撃>であり、米英による戦争犯罪であることをこそ、国際的に評価すべきである。私たちは、今改めて、米英軍によるイラク攻撃の不当性を確認し、その根拠となった「ブッシュ・ドクトリン」(国家安全保障戦略)の廃棄を強く求めるものである。

ブッシュ・ドクトリンとリンクする日本の有事法制

5月2日の夜、第九条の会ヒロシマの「憲法記念日前夜祭」に参加した。神戸大名誉教授の早川さんが『居住福祉が平和をつくる』と題して講演した後、僕は、「ブッシュ・ドクトリンに組み込まれる有事法制」と題して、問題提起する機会をえた。与党は、有事法制については、これまで既に70時間以上も審議しており、早急に採決すべきであるとし、民主党が修正案を出したことで、5月半ばにも衆議院特別委員会で採決へ持ち込もうとしている。この切迫した情勢で、どういう視点で、何ができるかという、極めて実践的な観点から話をした。

有事法制は、新ガイドラインの柱の一つであり、日本列島を戦場として、日米が共同作戦を行うことを可能にする法律である。ここで重要なことは、当のアメリカの軍事戦略が大きく様変わりし、先制攻撃を正当化するものに変わっている点である。2002年9月、アメリカは、自衛と称して、核兵器の使用も含め先制攻撃ができるというを国家安全保障戦略いわゆる「ブッシュ・ドクトリン」として提示した。

この背景には、「冷戦後の世界をアメリカの利益を優先させて、一極支配するためには、一国でも行動できるという思想がある。アメリカは、政治、経済、軍事、あらゆる分野で優位であり、いかなる対抗者も現れない世界をつくるというわけである。自国の利害から「国際法」

「国連憲章」など多国間の協調で決めたことは、ことごとく無視していった。最たるものは、2000年5月、ニューヨークのNPT（核拡散防止条約）再検討会議の到達点である核保有国が「保有核兵器の明確な約束」を一向に対処する意思が見られないことである。それどころか、CTBT（包括的核実験禁止条約）を批准しない、超小型核兵器の開発に踏み込むなど、やりたい放題である。

これに対応した軍事戦略が、「ブッシュ・ドクトリン」であり、その適用第一号がイラク侵略なのだった。9.11の衝撃を最大限利用して、ブッシュ政権による対テロ戦争の「暴力の連鎖」が始まった。そして2002年1月、第二段階（年頭教書、NPR（Nuclear Posture Review）核態勢見直し）に入った。「悪の枢軸」＜イラク、イラン、朝鮮民主主義人民共和国＞は、テロリストに武器を提供するテロの同盟者と決め付け、アメリカは、自衛権の行使として、先制攻撃で相手の主権を抹殺する権利があると言うのである。NPRでの仮想敵は、悪の枢軸3カ国とシリア、リビア、ロシア、中国の7カ国である。アメリカは、善を代表して悪と闘う。その矛先はまずイラクへ行った。逆らえばこうなるぞ！ アメリカに睨まれたら、何を言いかかりにしてつぶされるかわからないと言う戦々恐々とした状態を作り出した。

ブッシュ・ドクトリンは、世界戦略であり、日米新ガイドラインもその一部である。つまり、日米新ガイドライン体制は、アメリカの先制攻撃戦略のアジアにおける戦闘行為に対して、日米が協力して臨むための軍事同盟となる。イラクへの戦争が、侵略だとすれば、「侵略的な戦

争行為」の一部を担うことになる。そして有事法制は、新ガイドラインの重要な柱である。この結果、有事法制は、これまでとは、ひと味も二味も違う。「アメリカの先制攻撃」による戦争の片棒を担ぐとともに、それに派生した日本への攻撃に対処するための法である。有事法制ができ、発動されたら日本は、「戦争、それも侵略戦争の一部を担う国」になり、憲法は停止する。国会では、この点について何一つ議論していない。その意味で、『イラク戦争とは何だったか』を特別委員会で十分議論すべきである。

いずれにしろ、全国から、衆議院特別委員会の委員に市民の声をとどけねばならない。広島では、昨年「有事法制の廃案を求める学者・宗教者・法律家など150人声明」を出したが、「150人の声明賛同者」の名において有事法制を廃案にさせるため、特別委員会の委員、政党本部にFaxを送る運動を呼びかけ、5月10日には街頭で署名を求める。情勢は厳しいが、憲法9条の改悪をめぐる論議にも深く関わっていることなので、最後まであきらめることなく、取り組んでいきたい。

3/2広島の人文字に集まった人々は、イラク戦争に反対の強い意志を持っていた。「武力攻撃という形で何かを解決しようとする方法は、もう止めよう」との自然な気持ちに従った行動である。とすれば、ブッシュの先制攻撃戦略に対応した有事法制も作るべきではないし、さらには、憲法9条は絶対に変えてはならないという思いに通じる。◆◆

「意志の同盟」と有事法制

田巻一彦（編集部）

戦後復興においても繰り返される 国際法違反と国連への敵対

5月2日のブッシュ演説はイラク戦争の「事実上の終結」を宣言した。「事実上の」という意味は、もし仮にここで「完全な終結」を宣言すれば、米英によるイラク全土の軍事占領の継続の理由がなくなるからである。戦後統治は国連の手にゆだねられ、戦勝国は専ら民生援助によって国連の統治を支援しなければならないのである。しかし、米国はそうではない道を選び、「戦後復興」を大きなビジネスチャンスと捕らえて、自国＝米国の多国籍企業の利益を守ろうとしている。

国防総省が設置した「復興人道援助室（ORHA）」の責任者に任命されたジェイ・ガーナー元将軍は、ミサイルシステムを扱う企業の経営者であり、名うての「反国連主義者」として知られている。

そして今米国が国連に圧力をかけているのが、「対イラク経済制裁の解除」である。90年代、人道的理由からヨーロッパを中心に起こった解除の国際世論を無視してあれほどまでに固執していた経済制裁を、今度は米国が早く解除しろというのである。その狙いは明らかだ。原油輸出収入を一手に握ることだ。95年から経済制裁の一部緩和措置として行われていた「石油と食

糧の交換計画（Oil for Food Program）は、イラクの原油輸出収入を国連が一元的に管理し、それを原資に食糧・医薬品などの必需品をいわば「現物支給」するというシステムである。戦争前の時点で、イラク国民の60%以上がこのプログラムに依存していたと言われている。

このように、違法に始められた戦争の、戦後処理においても公然とした国連と国際法への挑戦を繰り返しているのである。「国連による統治」への早期移行を求める声を高めていこう。

「意志の同盟」とは何か（米国防報告から）

2002年8月15日に発表された「米国防報告」をあらためて読んでみよう。アフガンからイラクへ、米国が何を考え戦争を拡大していったのかが手に取るようにわかる。以下「国防報告」の一部を少し長くなるが引用したい。

「すでにアフガン戦争からはいくつかの重要な教訓が得られている。

この紛争は、次の軍事作戦のモデルではない。次の軍事作戦では環境は異なるであろうし、そこから導かれる要請も異なる。それはテロに対する戦争のみならず軍事作戦一般に関して言えることだ。にもかかわらず、最近の経験から導かれる教訓は、将来も適用可能である。

第一に、21世紀における戦争は、国家の総力の活用を求めている。表面に現れた、あるいは水面下での軍事行動と同時に経済、外交、財政、法執行、そして情報といったすべての力を動員する必要がある。

第二の教訓は、軍が戦場において相互に連携しつつ継ぎ目なく作戦を展開する能力こそが、将来の戦争における成功を可能にするということである。アフガン戦争を勝利に導いたのは、陸上の複合的な特殊作戦部隊チームと海軍、空軍及び海兵隊の航空部隊の一体的運用であった。特殊作戦部隊は標的を特定し、相互運用性を持ったデータリンクシステムを通して標的に関する情報を伝達するとともに空からの攻撃のタイミングを調整した。これが敵にたいして甚大な被害を与えた。

第三には、戦争をもっとも良く戦うためには「意志の同盟」が必要であるということである。だが委員会での議論は戦争には役立たない。任務が同盟の内実を決めるのであって、同盟が任務をきめるのであってはならない。

第四の教訓は、米国防衛のためには予防行動と、時によっては先制攻撃が必要であるということである。あらゆる種類の脅威から、あらゆる場所において、あらゆる時に米国防衛するのは不可能である。敵に対する戦争こそが唯一の防衛手段である。良き攻撃こそが最良の防衛なのである。

第五には、米国は、陸上戦力の使用も含め、いかなる手段をもあらかじめ選択肢から排除してはならないということである。米国がひとたび敵を始末することを決めたならば、いかなる犠牲を払おうともあらゆる手段をとる用意があることを敵に理解させねばならない。端的に言えば、抑止を確かならしめるためには、米国は後ろの下がるのではなく前に出なければならぬ。そして、その姿を敵に見せつけるのである。

六番目の教訓は、テロとの戦争に勝利する

ためには、敵に絶えず圧力をかけ続け、休み時間も隠れる場所も与えてはならないということである。これは、敵が呼吸を整え再結集するためのいかなる「戦略的休息」も与えないことを意味する。アフガンにおいては、この方法こそが、より迅速にタリバン政権の野蛮な支配を終わらせたという意味で、より苦痛の少ない方法であることが証明された。つまり、双方の被害を最小限に抑えつつ、戦争の早期終結を実現したのである。

七番目の教訓は、従来型の技術を、新規な高度技術で全面的に置き変えるはできないということである。アフガンにおいて、空からの精密誘導兵器が最高の効果をあげることができたのは、陸上の従来型の歩兵部隊が爆撃目標を正確に特定し、爆撃機に教えたからである。早期に配備された陸上部隊による偵察、情報伝達及び標的の特定が、航空作戦の効果を格段に向上させた。

第八には、米国は軍事作戦を人道援助活動、ラジオ放送、協力者への報奨金など多様な活動と直接連動させて、地域の住民を米国の意図の下に結集させなければならないということである。

最後に、九番目の教訓として上げておかなければならないのは、米国の指導者は国民に対して正直でなければならないということである。真実を語ること—そしてそれが不可能な場合には、真実を語るができないことを率直に言うべきである。国民は、彼らの軍隊が何を成し遂げようとしており、任務遂行のためには何が必要かを理解している。また国民は、戦争は容易な仕事ではないことを理解している。国民には、良い知らせであれ悪い知らせであれ、指導者たちは、正直に語るのだということを知っているに違いない。アフガン戦争への圧倒的な支持は、国民と大統領の間に信頼と共通の目的意識が築かれていた結果である。この結びつきこそが勝利の鍵

である。

テロとの戦争の早い段階で得られた教訓はこのように豊富である。しかしテロのみが21世紀の脅威であると思いついたらそれは間違いである。テロが極めて重大な非対称的脅威であることは間違いない。しかし、起こりうるのはテロだけではない。次の脅威は、ミサイルやサイバー・アタックかもしれない。さらに言えば、非対称的な脅威が増大しているからといって、将来、強大な国家が米国やその同盟国、友好国を脅かすという従来型の脅威が出現する可能性がなくなったわけではない。米国は対テロ戦争を遂行しているが、この戦争にとどまらないあらゆる脅威に供えなければならない。軍は次の戦争に備えなければならない。それは今戦っている戦争とは全く違う種類の戦争かもしれない。そして国防総省は、多様かつ広範な危機に対して均衡ある対応を用意しなければならない（訳：田巻一彦）

「意志の同盟」のための有事法制

まさにこの路線を具現したのがイラク戦争であった。キーワードは「意志の同盟」(Coalition of the Willing)である。それはたんに軍事的行動をとるとともにするというのではなく、「経済、外交、財政、法執行、そして情報といったすべての力」において米国の設定した「任務」遂行にあたる運命共同体である。小泉首相は、軍事以外の側面で、この同盟のもっとも良きメンバーとして名乗り出た。

次の戦争—もし仮にそれが朝鮮半島を発火点にするものであったとすれば—においては、軍事分野での貢献が不可避となる。これを実現するための「法執行」体系として、武力攻撃事態法があるのである。それは「日米安保」を日本国憲法も、国連憲章も国際法もとどかない「引力」の外に「任務」のみが支配する他の存在へと「変態」させる。◆◆

民主党国会議員への手紙

有事法制に「国際法による統制」を

2003年4月22日

すべての基地に「ノー」を・ファイト！神奈川

突然このような形でお手紙を書くことをお許しく下さい。私たちは、神奈川県内で基地問題に取り組む市民団体が構成される緩やかな連合体です。

今国会で政府が成立を目論んでいる「武力攻撃事態法」等有事法制に関して、本格的な議論が始まるうとしています。それに先立ち、民主

党内には様々な意見が存在し、調整が難航しているとのニュースも耳にしています。私たちは、最大の野党であり民主党に与党・政府の暴走に歯止めをかけることを期待しつつ、党内での議論にも強い関心を抱いています。

貴党の「武力攻撃事態法修正案」と「緊急事態基本法案」も拝見しました。平和運動の立場

からは申し上げたいことは多々あるのですが、事態の緊急性を考慮して、どうかこれだけは堅持していただきたいと考える事項をお伝えし、あわせて党内論議と国会論議を活性化していただきたく、緊急のお願いをする次第です。

1. 「国際法による統制」の明示を

武力攻撃事態法（以下「事態法」と略）を論議するにあたって、今、踏まえなければならぬ最も重要な視点は、進行している「イラク戦争」をどのように評価するかということだと思います。すなわち、米国が大量破壊兵器査察継続を求める国際世論の大勢に反し、国連安保理決議の後盾なしにイラクを攻撃し、フセイン政権を打倒して、占領国としての統治を追求しているという事態、そしてその一連の米国の行動を小泉政権が支持しているという事態です。

なぜなら、武力攻撃事態法が想定していると思われる朝鮮半島を発生源とする国際紛争に関して、この前例が適用される可能性を私たちは大いに懸念するからです。

イラク戦争に対する民主党の態度は、イラク問題等PTの「イラク問題と日本の国益に関する考え方（座長メモ）」（03年3月31日）に集約されているように、日米同盟関係を日本の安全保障の基軸とすえつつ「国連憲章の遵守」「国連の枠組みや多国間の協調関係の尊重」を重視するものと理解しています。「先制攻撃」については、米国によるその権利の行使は国連の「力による支配」から「法による支配」への真摯な努力を無にするものであると「メモ」は言っています。

今回の民主党の武力攻撃事態法修正論議の特徴は、同法の上位に「緊急事態への対処に関する基本法（仮称・以下「基本法」と略）を置き、そこで「国会による民主的統制（第7条、第8条）」を明示していることだろうと思います。

私たちの要請の眼目は、これを踏まえつつ、

武力攻撃に対する日本の対応を「国連憲章をはじめとする国際法の統制のもとにおく」ことを趣旨とする条文を、「事態法」及び「基本法」の両方に明示的に導入することにあります。

1-1 法案条文に即して

(1) 「事態法」修正案第三条第六項を次のように再修正してください：

「6 武力攻撃事態等への対処においては、日米安全保障条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合憲章等国際法の遵守し、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協動的行動が得られるようにしなければならない。」

<説明>日米安全保障条約はその前文及び第1条で、同条約が国連憲章の下にあることを確認しています。したがって、この修正は、「日米安保条約の円滑かつ効果的な運用を目的とした」同法案の趣旨にまったく合致するものです。

(2) 「基本法」第6条と第7条の間に次の条文を挿入してください：

「第7条 緊急事態にあたっては、次の例示する国際法並びに国際人道法及び武力行使を制限する国際的取極めを遵守するとともに、国際連合もしくは国際連合によって権威付けられた国際機関による勧告的意見等を遵守しなければならない。」

- 一 国際連合憲章
- 二 ハーク陸戦法規
- 三 生物化学兵器禁止条約
- 四 対人地雷禁止条約
- 五 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ第四条約
- 六 国際刑事裁判所規程
- 六 核兵器の使用に関する国際司法裁判所の

「勧告的意見」（1996年7月8日）

その他

<説明>ここにあげた国際法は思いつままに並べたものです。要は、武力行使を含む日本の対処が、常に国際法の支配の下で行われることを明確に宣言することが重要です。

(3) 「事態法」第三条第三項最終センテンスを次のように修正してください：

「…ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するにあたっては、武力の行使は、事態に応じ均衡性を有し且つ最小の限度においてなされなければならない。」（原案・民主党修正案：合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない）

<説明>国連憲章及びジュネーブ条約から導きだされる国際法の原則に「均衡性（Proportionality）の原則」があります。これは武力攻撃に対して自衛権を行使する場合であっても、武力攻撃の質と量を凌駕する反撃をしてはならないということです。例えば、9.11テロに対する報復としてタリバン政権を「打倒」することは、この「均衡性」の原則を逸脱するものというのが国際法学者の定説です。政府原案の表現はきわめて曖昧であり、恣意的に運用される可能性があります。

日本国民及び周辺諸国の人々が心配するのは、例えば「武力攻撃予測事態」における日本と米国の反応が、イラク戦争のように「体制変更を目的とするもの」へと恣意的に拡大されていくことです。「体制変更を目的とした武力の行使」は、国連憲章第2条(4)並びに日米安全保障条約第1条への明白な違反であることを想起する必要があります。

1-2 クラスタ爆弾について

徹底的に議論を

これとの関連で、自衛隊の「クラスタ爆弾」配備について触れておきます。クラスタ爆弾を明示的に禁止する国際法はありません。しかし、この兵器は数十から数百の小弾頭を予測不可能なパターンで飛散させるものであり、且つ小弾頭の数パーセントは不発弾として残り、民間人に対して対人地雷と同じようなリスクをもたらすことから、国際法学者の大勢は「ジュネーブ条約第1議定書第51条（無差別攻撃の禁止）に違反する」という見解を示しています。緊急事態への対処における戦術にこの兵器の使用が含まれるとすれば、「事態法」政府原案並びに民主党修正案第21条が言う「国際人道法の的確な実施」が不可能になります。

したがって、クラスタ爆弾をめぐる議論は、緊急事態における日本及び米国の武力行使にいかなる「統制」もしくは「規制」をかけるのかという本質的な議論を、「戦術及び兵器システム」のレベルまで深めるという意味できわめて重要です。是非そのような観点からの議論を起こしてください。

1-3 国際人道法批准をまず先に

翻って考えるに、日本は「ジュネーブ条約」に関する追加第1議定書（77年）及び国際刑事裁判所規程をいまだ批准していません。法理論的に言えばこれらの人道法に対する日本としての姿勢を明らかにすることが「武力攻撃事態」に備える法整備の前提となるはずですが、したがって、この国際法問題は、今般の立法議論における最大の焦点にすえられるべき事項です。是が非でも議論を活性化し、曖昧さを残さないよう努力していただきたいと思えます。「武力攻撃事態法」の前に、国際人道

条約の批准を」と訴えていただきたいと思
います。

2. 日本の防衛政策の基本方針を明示すること
「基本方針」とは、繰り返すまでもなく1)
専守防衛 2) 軍事大国とならないこと 3)
非核三原則 4) 文民統制の確保の四原則です
(防衛庁「防衛政策の基本」)。

これらの「国際公約」が「武力事態法案」の
どこにも引用されていないことが、平和憲法と
の乖離を著しく拡大し、同時に周辺諸国からの
警戒を招いていると思います。

1-1 法案条文に即して

(1) 「事態法」第三条第3項に次の条文を挿
入してください：

「3 武力攻撃事態への対処においては、
1957年の国会決議決定「国防の基本方針」並
びに同方針に基きわが国が採用してきた基本
政策等の的確な実施が図られなければならない。
ここで言う基本政策等には以下の原則が
含まれるが、これらに限定されない。」

一 専守防衛の原則

二 軍事大国とならないこと

三 非核三原則

四 文民統制の確保

<説明>上記原則は、政府によって繰り返し
確認されたものであり、法案に明記しても一
切の支障はなく、かつ国民や周辺諸国の懸念
を払拭するのに役立つはず。

3. 「国民」の概念の「再定義」を

すべての関連法案に係ることですが、「国民」
とは何かという定義の問題は重大です。これを
「日本国籍を有する者」とするのか、現に「日
本に居住する者」とするのかによって、有事に
おける在日外国人の法的地位は決定的に異なっ

てきます。「事態法」冒頭の「定義」として「こ
の法律で言う国民とは、日本国国籍を持つ者の
他、現に日本に在住するすべての者を指す」と
修正するよう要請します。

4. むすび

平和憲法の下での有事立法が、もし仮に許容
されるとするならば、これらの論点は慎重に議
論され法案条文に適切に反映されるべきである
と考えます。そのような観点から見ると、貴党
も含め、各党の論議は「憲法9条との整合性」
を巡るものに集中する結果（それ自体、死活的
に重要な論点ですが）、一国的観点に傾きすぎて
いるように思えます。日本の安全保障は東北ア
ジア、ひいては世界の安全保障と分かちがたく
結びついています。言い換えれば、日本の有事
法制は「国際法の支配」の行く末に、大きな影
響を与えます。

どうか、このような観点から透明性の高い、
慎重な議論を、党内外を問わず先導されるよう、
重ねてお願いいたします。

すべての基地に「ノー！」を・ファイト神
奈川（代表：木本茂夫）

連絡先●横須賀市本町3-14 山本ビル2F
非核市民宣言運動・ヨコスカ

TEL/FAX 046-825-0157

主な構成団体●非核市民宣言運動・ヨコスカ
相模補給廠監視団/厚木基地を考える
会/上瀬谷基地はいらないウドの会/脱軍
備ネットワーク・キャッチピース

※この要望書に関するお問い合わせ先：

田巻一彦 tamaki@pw.catv.ne.jp

ODA大綱見直しと 日本の軍事加担

米国の「力による世界支配」支える ツールとしてのODA

山中 悦子（編集部）

戦争にはお金がかかる。ミサイルにも艦船にも
弾薬にも。平時には考えられない桁違いの金
額が、有事のためには何よりも優先されて使わ
れる。これらが「破壊」を目的に使われる本来
の「軍事費」と言われるものであるのなら、「復
興支援」「平和構築」という美名の元に拠出され
る日本の援助金は「第二軍事費」と言えないだ
ろうか。今、日本のODA（政府開発援助）は
国民の合意をはかることなく「第二軍事費」的
色彩を強めつつある。アメリカの力による国際
支配を側面から支える役割を率先して果たそう
とする意思があからさまになってきたのである。
ODAはこれまでもさまざまな問題を起こして
きたが、ここでは昨今の「ODA大綱見直し」
をめぐる動きを紹介し、日本のODAの危機的
状況を明らかになりたい。

経済不況を理由にODA予算は5年連続で削
減され、2003年度は9,000億円を割っ
た。外国人の人のことより自分たちの生活苦をど
うにかしてほしいとの国民の声が大きくなって
いることは確かである。しかし、53億を超える
地球上の人々の実に5人にひとり以上が衣食
住にも事欠き、ケガや病気の時にも医療の恩恵
に浴せず、学校へも行けず、自由もない状態に

ある現実を私たちは忘れてはならない。こうし
た「絶対的貧困」の解消、環境問題の解決、世
界の平和と安定のために先進国は国際開発援助
を通して重要な役割を果たさなければならない
ことは、国連の諸会議やG8サミットなどさま
ざまな場で確認されている。日本も国際社会の一
員として応分の経済協力・ODA（Official
Development Assistance）を行なうのは当然の
ことである。

ODAの歴史

日本のODAは1954年に始まった。来年2
004年は「ODA50周年」である。ODA
（2国間開発援助）は国連諸機関、多国間開発
金融機関（世銀、アジア開発銀行など）ととも
に途上国開発支援において重要な役割を果たし
ている。ODAの援助国はOECD（海外経済
協力機構）のDAC（開発協力委員会）に加盟
する22ヶ国である。日本は1989年に援助
金額で22カ国中第1位になった。翌1990
年にはアメリカにその座を明渡すも、1991
年に再び1位になると、以来10年間にわたっ
てその座を守り通した。経済大国ニッポンの面

目躍如である。ただし、1999年のDACのデータによれば、GNI（国民総所得）に占めるODAの割合は0.28%で目標の0.7%に及ばず、援助国中第12位、贈与比率はほとんどの国が100%または100%に近い中、半分以下の45%で22カ国中最下位である。つまり日本の援助の55%は円借款と呼ばれる有償資金協力（貸付け）で、被援助国の重債務となっている。

日本のODAは「戦後賠償」の形で始まった。そして'60年代は「輸出振興政策・援助タイト時代（日本企業が受注）」、'70年代は「アジア政策・ASEAN重視時代」、'80年代は「経済大国政策・貿易黒字対策時代」、'90年代は「国際貢献・援助政策の模索時代」であった。（国際開発ジャーナル '03.1月号）この歴史から見て取れるのは、日本のODAは自国の都合（主に経済面）を優先するもので、被援助国の国民のための援助という理念が見当たらないということである。ODAが現地住民の人権侵害、生活権の剥奪、環境破壊などを起こしてきたこと、被援助国の財政を圧迫する債務問題を生んできたこと、独裁政権を支えてきたこと、汚職などの利権構造を温存させてきたことなどを示す事例は枚挙に暇がない。昨年秋にはインドネシアのコトバンジャンダムをめぐって現地住民が原告となって日本政府、JICA及び国際協力銀行、東電設計を訴えるという日本ODA史上初の裁判が始まった。こうした事態を引き起こした原因のひとつは、日本には「ODA基本法」が存在しないことである。理念や原則、指針を示すものとしてあるのは唯一、1992年に閣議決定された「ODA大綱」だけである。閣議決定は法律ではないため当然のことながら法的拘束力を持たない。遵守が義務づけられていない。そのためODAは絶えず政府が言うところの「柔軟な対応」が可能となってきた。

ODA大綱とは

ODA大綱は1992年、湾岸戦争直後、リオデジャネイロで国連・環境開発サミット（リオサミット）が開催された年に閣議決定により成立した。前年の湾岸戦争で日本は多国籍軍支援に110億ドルを、また周辺諸国（ヨルダン、トルコ、エジプト）援助に20.04億ドル、避難民救済に6,000万ドルを拠出した。（「検証ニッポンのODA」村井吉敏 学陽書房 1992）。1兆円を超える額でありながらアメリカからはあまり誉めてもらえなかった。そこで当時の自民党幹事長小沢一郎氏（現自由党党首）らは、ODAを「外交の手段」として位置付け、自衛隊の海外派兵と共に「国際貢献」の柱とすべきだと主張した。そしてこれまでODAの原則がなかったことから原則づくりに着手し、ODA大綱を閣議決定した。ここでODAの理念や原則、実施を「ODA基本法」つまり法規範で決めず、国会の関与をはからなかったのは、政府、自民党、外務省が解釈・運用の柔軟性を残しておきたかったからだと考えられる。成立後のODA大綱は、ODAの指針として実施の根拠となってきた。

【ODA大綱四原則】

- ① 環境と開発を両立させる
- ② 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する
- ③ 開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う
- ④ 開発途上国における民主化の促進、市場指向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う

4原則は確かにすばらしい。しかしODA大綱は前述のように法的拘束力を持たない。その

ため今日まであきらかに原則に違反する援助がまかり通ってきた。東ティモールで独立をめざす人々を武力で激しく弾圧してきたインドネシアへの援助。今もなお人々の民主化の動きを弾圧し続ける軍事政権のビルマへの援助。パキスタンへの援助は核実験により凍結したものの、アメリカのアフガニスタンへの報復戦争への協力を理由に簡単に解除。緊急財政支援として30億円、難民支援として17億円、債務繰り延べ646億円を供与した。その一方で同じく核実験が理由で停止した中国への援助は1年半ほどの短期間のうちに解除した。だれの目にもあきらかなこのダブルスタンダードは日本のODAの無定見さを露呈したものである。さらに進んで今ODAは、大綱の原則をいっそうあいまいにして、アメリカの「対テロ戦争」を支える後方支援へとスライドしつつある。アフガニスタンでの人道支援では「中立・公平・独立」の原則が崩れ、支援をほんとうに必要としている住民への援助となっていない。また国軍・警察・民兵による人々への大規模で深刻な人権侵害が起こっているフィリピンのミンダナオで実施する「テロ対策関連の人材の育成、警察能力向上」は誰のためにどう役立つ援助になるのか、大きな疑問が付きまとう。このような紛争地域での「開発援助」は、あらたな軍事衝突の誘因となることもあり実施がきわめてむずかしいものである。日本政府はそれをやりきるノウハウを持っているのだろうか。ちなみにミンダナオ南部でのアメリカ主導（アメリカの資金）による地域開発、インフラ整備（空港、港湾、道路）は、米軍が軍事拠点としてここを利用する意思をもって実施されたものであることは間違いない。こうした拠出はODAを「第二軍事費」と呼ばせる根拠となる。

ODA大綱の見直し —ODAと戦争協力—

憲法改正を唱える側の言い分の一つに「憲法が実態と合わなくなったから」というのがあるように、現在進んでいる「ODA大綱の見直し」も実態と合わないところから始まったといえる。政府がこれまで行ってきた援助の現実が現状のODA大綱の原則に合わなくなってきたこと、そして米国の軍事戦略へのさらなる協力を可能にするために、今、大多数の国民が知らないところで政府主導のODA大綱の見直しが急がれている。

ODA大綱の見直しは昨年秋急浮上した。1月に東京で緒方貞子さんを議長に「アフガニスタン復興開発支援会議」が開催されたが、そこで鈴木宗男衆議院議員によるNGO参加拒否問題が起こった。そのことがきっかけとなりODAに対して国民の注目が集まった頃、「第二次ODA改革懇談会」が最終報告書を出した。その中で「ODA総合戦略会議」の発足が提案されたが、発足したこの会議が11月に突然ODA大綱の見直しを言い出した。その背景には10月末に自民党のODA改革タスクフォース（座長：高村正彦議員）が「ODAの戦略化」を中心に据えた、大綱の見直し、対外経済協力関係関係会議の強化を「ODA改革のための見直し案」として出してきたことがある。

外務省が有識者、経済界、実施機関・関連業界、NGO、一般国民、政党、政府内からODA大綱に関する意見聴取を行なう中、対外経済協力関係関係会議は3月14日、「政府開発援助大綱見直しについて」を出した。これに関して今各界からさまざまな意見が出ているが、これを反映させる時間的余裕は用意されておらず、3ヶ月後の8月には「ODA大綱の見直し案」

が閣議決定される段取りである。政府はなぜこうも「ODA大綱の見直し」を急ぐのか。その答こそ、NGOが見直しに異論を唱える理由となるものである。

イラク復興支援に自衛隊を派遣しようと言っている政府は、ODAもアメリカの武力行使の後方支援の手段としたいのである。イラク攻撃開始前の安保理で米英の武力行使を容認する決議を通そうと、日本が安保理国の中の途上国にODAとバーターでアメリカ案への投票を依頼したことは記憶に新しい。

大綱見直しの根拠とされるのは10年の間にODAを取り巻く情勢が①～④のように変化したからだとされる。①同時テロを契機として途上国の開発問題の重要性が増した(貧困・不平等の解消はテロ以前からの重要テーマ!)②「人間の安全保障」などの考え方や「平和構築(平和の定着及び国造り)」などの新しい分野が議論の重要な柱となった③経済財政状況が厳しいのでODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が求められる④一層の国民参加が求められる。—ということで出てきたのが基本理念での「わが国にとっての安全と繁栄」、原則での「要請主義をやめて新協議方式へ(被援助国からの要請に応えるという方法から日本主導の援助へ)」、重点事項での「平和構築分野(平和の定着及び国造り)におけるODAの積極的な活用」等々である。

多くの国々や市民が反対する中米英がイラク攻撃をはじめた時、いち早くこれを支持すると言った日本政府は、すぐさまイラクへの復興支援に乗り出した。「破壊」を支持しながら「復興支援」することを可能にするのが今回の見直しである。「人間の安全保障」も「平和構築」も耳障りのいい言葉であるが、日本政府がこれを使う場合は特別な意味を持つことを私たちは認識しておく必要がある。国際援助コミュニティの

常識では本来の「平和構築」はさまざまな制度を、それを熟知した人材が機能させることによって行なうとされるもので、そうした条件を整えることがないまま、一方の立場に立つてのODAによる「国造り」への介入は、紛争をかえって長引かせる危険性をはらむものである。PKO五原則、自衛隊法、警察法の見直しを提言している「国際平和協力懇談会報告書」(内閣府2002.12)には日本が国際平和協力を包括的かつ執行型で取り組めるようにすると報告されている。ODAが「平和構築」に使われるということはこうした動きと連動するということなのである。

今回の見直しは、わが国の経済発展のためにODAを活用しようという「国益」のためのODAと、アメリカの力による世界支配を支えるツールとしての「外交の手段」としてのODAが強気に打ち出されるものである。ODAはあくまでも貧困根絶や環境問題など地球規模の課題の解決に寄与するためのものである。その結果がテロ撲滅にも紛争予防にも繋がり、広義の意味での世界の平和と安定、わが国の安全を生み出すものとなるのである。ODAは決して援助国側の繁栄を目的としたり、外交の手段に利用すべきものではない。ODAは国民の税金や財政投融资を使って実施している。それにもかかわらず国会の関与もないまま、ODA政策の基本とされる大綱の見直しが行なわれることを私たちは許してよいのだろうか。それもこれまでのODAの検証もなければ、ODA大綱の評価もされないままの見直しである。この見直し案が閣議決定されると、政府の裁量で軍事支援化が進むことは間違いない。この流れを最後に止めることが出来るのは国民の声でしかない。「ODA大綱見直しにNO!」の声をあげよう。◆◆

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる #70

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長
〒901-2203
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-10
伊波洋一事務所
TEL&FAX 098-892-7734

宜野湾市長選挙の報告

普天間飛行場を抱える宜野湾市の市長が議会開会中の3月4日に不正な企業献金を受け取って逮捕され、翌日辞職したため4月20日告示、27日投票の宜野湾市長選挙が行なわれた。自民党と公明党の推す普天間飛行場の県内移設を推進する保守候補と辺野古沖への海上基地建設に反対し5年以内の普天間基地の閉鎖・返還を求める革新系候補との一騎打ちで県内はもとより全国の注目を集める市長選挙となった。

私、県議の伊波洋一が3月19日の市民集会の中でノミネートされて革新候補となり、市民層の支持と労働組合の広範な支持のもとで、社会民主党、沖縄社会大衆党、共産党、民主党、無所属市議団などを母体に「公正・公平でクリーンな宜野湾市をつくる市民の会」が結成されて選挙戦が取り組まれた。

相手候補は現職県議で自民党県連の幹事長代理だったが、自民党を離党し、県議も辞職して不転出の出馬だった。2年前に国政出馬を表明していたが、突然の市長選挙の出現で方向を転じて一番早く自分から手を上げて市長選への出馬を表明した。その唐突な出馬表明に反発した自民党市議団からは他に二人が立候補を表明したが、最終的に自民党県連の仲介で市議二人を断念させて一本化された。保守系候補は自民党と公明党の推薦と稲嶺県知事の後援会の全面的な支援を受け、県内業界の全面的な応援を受け

ての選挙運動だった。

選挙結果は、710票差での私、伊波洋一候補の当選となった。投票率55.54%、投票総数34,857、無効403、当選伊波洋一17,583票、安次富修16,873票。

市民と県民の勝利

今回の選挙は革新陣営の久々の勝利になった。1998年に稲嶺県政が誕生して以来、革新陣営は連敗を重ねて沖縄本島内の全市が保守市政になっていたが、ようやく1市を取り戻した。今回の選挙の争点は、政治とカネを巡る問題と普天間飛行場の県内移設の是非であった。保守系候補は、国と県に協力して普天間飛行場の県内移設を推進して早期返還を実現すると訴えた。一方、私は、20年近くかかる普天間飛行場の辺野古海上への県内移設に反対し、部隊の分散による5年以内の閉鎖・返還と不正な政治献金をなくすための「ガラス張りの市政の実現」と入札制度改革の実現を訴えた。

相手陣営と私の側の陣営では、応援する市議が20対5、県議が30対16と相手陣営が凌駕していたが、まとまりが欠けるところがあった。私の側は、ピラ入りを支持労組側が担当し、街頭宣伝を市議・県議と支援政党が担当、そして、支持者拡大は一般市民の支持者が行なうという市民が主体の選挙運動を貫いた。今回の選挙では、多くの市民と県民が主体的に応援活動に参加してきた。多くの市民や県民が、自ら電

話で支持の輪を広げる行動やカンパを寄せるなど、宜野湾市長選挙に強い関心を寄せた背景には、基地の県内移設に反対する革新陣営が負け続け、普天間飛行場の県内移設問題を含め宜野湾市で負ければ革新陣営には後がないという切迫感が大きく拡がったことだ。

そのために関わった市民一人一人に当選の喜びは大きく、支持者へ電話を掛け合っ「おめでとう」と喜びを確認し合ったと口々に多くが語っている。

県内移設反対、5年以内の返還

今回の選挙では、真正面から県内移設に反対し、5年以内の返還を訴えたことが、市民や県民にわかりやすい選挙になった。

私は、今回の選挙で普天間飛行場の全面返還問題に、二つの視点から新機軸を作りだそうと考えた。一つの視点は、米軍の通常の基地閉鎖の視点で普天間飛行場の閉鎖を考えること、もう一つの視点は、宜野湾市民の側から普天間飛行場の閉鎖と返還問題を考えることだ。

第一の米軍の基地閉鎖では新たな基地建設が行なわれることはない。閉鎖される基地がそっくり別の基地に移されることもない。いくつもの基地に分散されるのが、通常の方法であり、普天間基地のように新たな基地建設を求められているのは、日本政府の「思いやり予算」があるからだということがわかる。米軍の通常の方法であれば、長くて6年、海兵隊基地はもっと短期間、3年から4年では閉鎖できるはずである。



第2番目の宜野湾市民の視点では、この7年間、普天間飛行場の爆音被害が急激に悪化していることだ。市街地上空でのヘリの旋回飛行訓練が日常化し、その範囲も拡大している。市街地上空で行なわれる旋回飛行訓練は、3~4倍に激増し、数年前まで一度に1機種の訓練だったのが、同時に3機種の訓練を市内上空を4分する形で行なうようになっていく。それだけ、他の地域での訓練が普天間基地に転嫁されているのだ。

さらに、FA18ジェット戦闘機が毎日、訓練で飛来し120デシベルの激しい爆音被害を与え続けている。普天間飛行場は航空法上の飛行場ではないが、日常的にジェット戦闘機や米軍最大のジェット貨物機ギャラクシーなどが進入路の直下に広がる住宅地の真上を着陸する。

このような状況は放置できない。辺野古海上への県内移設は、最短で16年、長ければ20数年も普天間飛行場が放置されることになる。現状を固定することは許されない、日米両政府はすでに7年前に、「5ないし7年以内の普天間飛行場全面返還」を沖縄県民に約束をしている。その理由は、沖縄県民の基地負担を軽減することだったし、普天間飛行場の危険な状況を一日も早くなくしていくことだったのだから。

5年以内の閉鎖・返還に向けた取り組み

私は、今回の5年以内の閉鎖・返還の実現に向けては、普天間飛行場の現状を明らかにして目に見えるように爆音被害の実態と住宅地上空の飛行の危険性を放置させない取り組みに主眼を置こうと考えている。

現在、普天間飛行場周辺には8箇所の航空機騒音自動測定装置があり、進入路の直下にある上大謝名(うえおおじやな)地域などは、一日に150回以上の航空機騒音が発生し、最大騒

音値も120デシベルに達する激しいものであることがわかっている。WECPNL値も84と環境基準値の70を大幅に上回っている。

しかし、飛行経路や飛行実態については記録されてなく、目に見えるようになっていない。そこで、宜野湾市上空を常時監視できるようにして毎日の飛行実態を写真などでも記録していきたいと考えている。そして、その飛行実態が市民生活を脅かしていることを明らかにして、米軍の普天間飛行場周辺での訓練活動を市民の生活環境への不法行為として米軍や米国政府を米国内で訴えていこうと考えている。市内住宅地上空での飛行制限もさっそく強く求めていきたい。

当選の翌日から市長に

市長が欠けての選挙立ったので、翌日午後3時の当選証書付与を待たずに翌日午前8時の告示で市長になった。市役所の住民票なども翌朝から職務代理名から私の名前に変わったことを後で知った。

選挙の疲れをとる暇もなく、初登庁、職員への訓示、初の臨時庁議と公務を開始した。初日は市長室に戸惑いもあったが、22年間職員として務めていたので、さっそく、公約実現のために取り組みを開始している。全国からも多くのエールとカンパが寄せられた。ありがとうございました。以上、簡単な報告と致します。

「宜野湾市長選・候補予定者に聞く

—伊波洋一氏 「普天間」対応に市民注視

【宜野湾】前市長の違法献金事件による逮捕を受け実施される二十七日の宜野湾市長選は、二十日の告示まで二週間と迫った。分裂していた保守は、自民党が推薦する新人で前県議の安次富修氏(47)=保守系無所属=に候補者を一本化、社民、社大、共産と政策協定を結んだ新人で県議の伊波洋一氏(51)=革新系無所属=と一騎打ちの構図となる見通しだ。二人の立候補予定者に米軍普天間飛行場移設、市民の政治不信払拭など、市政の抱える課題について聞いた。

5年内の全面返還可能

—普天間飛行場移設問題の考えは、

「国、県が進める巨大海上基地建設では、一番早く十六年後の返還になる。さらに十五年

となると米軍施政権下の二十七年を超える。沖縄に基地を半永久的に固定化するもので容認できない。辺野古周辺に基地被害を拡大させると同時にジュゴン(海牛)の海を破壊する県内移設には反対。県の進める基地政策は誤りだ」

—5年以内の返還を公約に掲げたが、

「一九八〇年代後半から米本国や欧州、アジアで多くの基地が閉鎖されたが、新基地が建設された事例はない。部隊の再編や分散で、米軍は閉鎖に対応できるからだ。代替基地を求められたのは沖縄だけで、これが基地負担の解消を困難にしている。思いやり予算も絡んだ日米間の『一対一代償の原則』が問題だ。これでいいのかと市民に提起したい」

「米国の基地閉鎖法では閉鎖決定から六年以内の閉鎖・返還を義務付けている。部隊の再編や分散で、五年以内の全面返還は可能だ。五年以内を実現し、十年間の時限立法である沖縄振興新法を有効に活用したい。跡利用の遅れは決して容認できない」

-嘉手納統合案への考えは、

「将来的に嘉手納基地自体の移設問題があったら、統一案は沖縄への過重な基地負担の固定化であり、認められない」

-西海岸開発への取り組みは、

「DFS問題は西海岸開発の中の個別計画。白紙になったことを幸いとし、県と協力して面

的一体性を持つ全体計画を策定する。また、普天間跡地開発にも結び付くものであり、整合性を持たせる計画を作りたい。西原町、中城村との合併も視野に入れながら、統一的な計画が求められるだろう」

-行政と業者の癒着を断つためには、

「入札制度改革を導入して官民接触、民民接触をなくし慣行的な談合体質をなくしたい。最終的には電子入札制度を導入したいが、それまでに現場説明の廃止、指名業者の事前公開の廃止、予定価格の公開と最低入札価格の設定などをしてほしい。分離分割発注や地元業者の育成も怠らなくやっていきたい」(インタビュー記事は以上)

選挙結果を受けての岸本名護市長と 稲嶺県知事のコメント

「移設肅々と進める」岸本建男名護市長は、27日深夜、報道陣のインタビューに答え、「普天間基地の移設について、私も常々県外移設が最も望ましいと申し上げてきた。伊波さんが県外移設に尽力され、それが実現するのなら素晴らしいこと」と評価した。

その一方、「私は普天間基地移設を受け入れ表明した市長であり、これまで名護市と県、国で(移設への)動きを進めてきたので、これを今

突然切り替えることは私はやらない。これまでやってきたことを肅々と進めていかざるを得ない」と、従来姿勢に変わりがないことを強調した。また、伊波候補が訴えていた「五年以内の県外移設実現」には、「現実性について言及は避けたい。だが、それができたら名護市民もみんな喜ぶ」「短期間の県外移設が可能となれば、私も考えを変えないといけないと思う。情勢を見極めたい」とも付け加えた。(2003年4月28日沖縄タイムス)

※

「非常に厳しい選択」稲嶺恵一知事は二十七日夜、宜野湾市長選挙で、普天間飛行場の名護市辺野古沖移設に反対する伊波洋一氏が当選し

たことについて、「(県の進める移設作業に対し)大変厳しい感情があった」としたものの「(これが)一番現実的な方法。あくまでその形で進めていきたい」と、引き続き政府と協調し辺野古沖への移設作業を進めていく考えを示した。

稲嶺知事は、記者団から「県の基地政策にノーマルが突きつけられたのではないのか」という質問に「非常に厳しい選択だ。それを頭に入れてやっていきたい。夢、希望、理想、現実のはざままでベストがない以上、ベターな方法(辺野古移設作業)をさらに、スピードアップするように

進めるように努力したい」と述べた。

また、選挙結果について「感情の問題からいって、平和で基地のない豊かな島というのは県民全体の願いだ。現実路線でいくのか、夢でいくのかということだ」と述べ、辺野古沖への移設を進める考えを強調。

今後は、普天間飛行場の跡地利用など宜野湾市の発展について「伊波新市長とじっくりと話をしていきたい」と協力関係を模索する考えを示した。(2003年4月28日沖縄タイムス) ◆◆

米議会で海外基地の見直し始まる 基地被害の訴えと、「思いやり予算」削減の声を

米国では国内の基地の縮小再編を目的とするBRAC(基地再編再編)2005プロセスが間もなく始まる。1980年に始まった計画の第5ラウンドにあたる今回の最大の特筆は、9.11事態を受け、「本土防衛」が米軍の最大の任務とされたことである。この結果、基地閉鎖によって維持管理費を削減し、浮いた予算を本土防衛や兵器近代化に充当するという計画を実現するためには、これまで議会からは「聖域」とされてきた海外基地にメスを入れることが不可避となった。

海外基地問題を検討する小委員会設置を伝える「星条旗新聞」(5月1日号)の記事を紹介する。この中で「周辺都市化によって訓練地帯等」と言うくだりがあることは注目してよい。厚木や普天間の問題がこの背景にあるのかもしれない。しかし、一方では「受入国の支援、すなわち日本で言えば「思いやり予算」が海外基地存続の有力な根拠となることも示唆されている。

普天間基地撤去、厚木MFPの廃止、岩国拡張計画の停止……これら日本(そして韓国)の住民の声を、米議会に届けることが、きわめて重要になってきた。さらに「米軍基地ではなく、雇用・福祉を！」の声をいっそう高めて「思いやり予算」圧縮を勝ち取ることができれば、在日米軍基地存続の有力な根拠はなくなるのである。

(田巻一彦・訳も)

議会に海外基地に関する 委員会設置

星条旗新聞 03.05.01

【バージニア州アーリントン】ブッシュ政権が世界的な米軍のプレゼンスの見直しを行おうとしていることを受けて、複数の上院議員は、議

会がこの問題に関して独自の詳細な検討を行う必要がある決定した。

4月30日、テキサス州選出で、上院軍事建設予算委員会委員長である務めるケイ・ベイリー・ハチントン上院議員(共和党)と同委員会の幹事であるかりろるにあ州選出のダイアン・ファインステイン上院議員(民主党)の提案により、海外基地に関する委員会設置を求める法



案が採択された。

ハチントン議員は記者会見で、海外基地には「多くの問題があることは明らか」であり、「これらの施設が我々のニーズの変化にこたえるものであるか否かを全面的に見直す機は熟している」とし、「特に関心があるのは、周辺の都市化が進んで訓練に制約を及ぼしているようなケースである」と語った。

さらに、ハチントン議員はトルコ、ドイツ、オーストリアが米国の対イラク戦争計画への協力を拒否したことは委員会設置の主要な理由ではないとしつつ、この事態は、ヨーロッパにおける現在の基地の配置を、持ち帰って再評価する必要性を示唆しているとした。彼女は「受入国による支援」は、米国の基地配置戦略を正当化する要素であるとも述べた。

現在、海外基地の閉鎖及び移転は議会承認事項ではなく、専らパートナーである受入国との取り決めによって決定されている。しかし、一方では、国防総省は2005年を達成目標とした“BRAC（基地閉鎖再編）05”の困難なプロセスに着手しており、海外基地の閉鎖は、米国内に影響することは必至である。したがって、「米国内のどの基地を閉鎖するかを決める前に、それとは独立に海外の状況を把握する必要がある」とハチントン議員は指摘した。

委員会は、議会から指名された8人の委員によって構成され“BRAC05”プロセスが始まるまでに検討結果を集約する。

一方、国防総省も海外基地再編を加速するための新しいステップとして、4月27日、ホワイトハウスに対し03及び04会計年度における計画の撤回、削減、再配置を趣旨とする海外基地建設予算の5億ドル減額修正案を提出した。

新しく欧州軍司令官に就任したジェームズ・ジョーンズ海兵隊司令官は、ハチントン小委員会での証言で、欧州軍は長期的には閉鎖するこ

会計報告

(03.4.5~5.1)

【収入】

○前期からの繰越	509,642
○当期の収入	63,000
会費収入	63,000
(内訳)	
維持個人	0
維持団体	0
参加団体	0
参加個人	0
通信会員	63,000
カンパ収入	0
運動収入	0
資料収入	0
預金利子	0

【支出】

●当期の支出	65,900
電話・FAX代	0
郵送費	34,196
文具・備品	27,969
印刷・コピー代	0
振込等手数料	715
分担金等	0
雑費	3,020
●次期への繰越	506,742

とになる基地に対して短期的な建設予算を使うことはない、と述べた。欧州軍は建設計画を当初の50件から37件に縮小することにより、予算を1億6,000万ドルあまり削減することを提案している。しかし、この削減提案は見た目ほどには劇的なものではない。欧州軍は、これとは別に5件の建設計画に5,800万ドル余りの予算を要求しているからである。

ハチントン議員は、この予算削減提案を歓迎しつつ、次のように語っている。「時宜に適わぬ軍事建設予算をそのまま進めることはしない」。



もうやだ
といてとうとうフテ寝してしま
った猫。そんなこと言わないで…

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会
連絡先●223-0065 横浜市港北区高田東 3-38-15 田巻一彦方 電話・fax●045-531-1341 tamaki@pw.catv.ne.jp
郵便振替口座●00160-136148 「キャッチピース」 定価●100円 (通信会員年間3,000円)